

## 住宅性能評価を添付して申請する場合の必要等級と長期優良住宅の追加基準の有無

長期優良住宅性能項目等	設計住宅性能評価項目	必要等級など	左記等級を取得した場合の長期優良住宅の追加基準	備考
耐震性	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	等級2以上	なし	※1
劣化対策	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	等級3	あり	
維持管理・更新の容易性	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	等級3	なし	
省エネルギー対策	5-1 断熱等性能等級	等級4	なし	
共同住宅等の追加項目				
維持管理・更新の容易性	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	等級3	なし	※2
維持管理・更新の容易性	4-2 維持管理対策等級（共用排水管）	等級3	なし	※2
可変性	4-4 更新対策（住戸専用部） （住宅性能評価の選択項目）	躯体天井高さ 2,650 mm以上の表示	なし	※3
高齢者対策等	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分） （※住宅性能評価の選択項目）	等級3	なし	※2 ※3
免震建築物の追加項目				
耐震性	1-3 その他 （地震に対する構造躯体の倒壊防止及び損傷防止）	免震建築物	なし	

※1 限界耐力計算は対象外となるので、技術的審査の適合証を取得してください。

※2 長期優良住宅の基準に合致する場合は、「等級2」でも申請可能ですが、受付後に長期優良住宅の基準の審査期間を要します。このため「等級3」を取得することを推奨いたします。

※3 設計住宅性能評価の選択項目となりますが、本項目を選択しないで認定申請する場合は、受付後に長期優良住宅の基準の審査期間を要します。このため「等級3」を取得することを推奨いたします。

■長期優良住宅の具体的な技術基準の詳細は、「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号をご確認ください。）